

総務消防常任委員会会議録

- 1 日 時 令和6年2月28日（水）
午前10時～午後1時38分
- 2 場 所 第1委員会室
- 3 出席委員 委員長 菊地 忍 副委員長 二階堂 充
委員 寺嶋 雅子 委員 大久保主計
委員 吉田 良 委員 郷内良治
委員 大泉 徳子
- 4 欠席委員 なし
- 5 説明のため 企画部長 小平 英俊
出席した者 政策企画課長 山家 ちとせ
- 6 事務局職員 次長兼議会総務係長 佐藤 恵子
主 事 石田 ゆい
- 7 付議事件
 - (1) 所管事務及び予算関連事業箇所等の現地調査について
 - (2) 陳情第1号 県立精神医療センターの現地及び市内近隣地での
建て替えを宮城県に求める陳情
 - (3) 常任委員会の活動計画について

午前10時 開 会

○委員長（菊地 忍） 出席委員は定足数に達しておりますので、委員会条例第14条の規定により委員会は成立いたしました。

ただいまから総務消防常任委員会を開催いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の委員会次第書のとおりであります。

この際、諸般の報告をいたします。

本日の会議に係る資料をお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

それでは、付議事件の（1）所管事務及び予算関連事業箇所等の現地調査についてを議題といたします。

これより現地調査を行います。

現地調査終了まで、休憩といたします。

午前10時 休 憩

午前11時40分 再 開

○委員長（菊地 忍） 再開いたします。

次に、付議事件の（3）常任委員会の活動計画についてを議題といたします。

まず、書記より協議の進め方等について説明をいたさせます。

○書記（石田ゆい）〔資料に基づき説明をなした〕

○委員長（菊地 忍）ただいま、書記をして説明いたさせましたが、各委員より御意見がございましたらお伺いをいたします。

休憩をして進めてまいります。暫時休憩いたします。

午前11時45分 休 憩

＊休憩中の要旨

- ・ 常任委員会における調査項目の選定と年間活動計画の作成を2月定例会中に決定することとした。
 - ・ 調査項目については年間計画に基づき、閉会中の継続調査をして進めていくこととした。
-

午前 11 時 56 分 再 開

○委員長（菊地 忍） 再開いたします。

お諮りいたします。常任委員会の活動計画につきましては、休憩中の協議のとおりとすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（菊地 忍） 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。休憩をいたします。再開は午後 1 時といたします。

午前 11 時 57 分 休 憩

午後 1 時 再 開

○委員長（菊地 忍） 再開をいたします。

次に、付議事件の（2）陳情第 1 号 県立精神医療センターの現地及び市内近隣地での建て替えを宮城県に求める陳情を議題といたします。この際、調査の進め方について、申し上げます。

初めに、陳情提出者より意見陳述申出書の提出がありましたので、陳情提出者より意見陳述をしていただきます。

陳情提出者退席後、執行部より、陳情内容に係る現状及び執行部の考え方について説明をいただき、委員各位より質疑をお受けいたします。

質疑を終結し、執行部退室の後、委員各位から御意見を伺う形で進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

休憩をして進めてまいります。暫時、休憩いたします。

午後 1 時 休 憩

午後 1 時 1 分 再 開

○委員長（菊地 忍） 再開いたします。

これより、陳情提出者の意見陳述を行います。

この意見陳述は、去る 2 月 22 日の委員会決定に基づき、陳情提出者から陳情の趣旨等について御説明いただくものであります。

この際、諸般の報告をいたします。

本日、陳情提出者である小泉 潤様及び青木もらん様にお越しいただいております。

小泉様及び青木様におかれましては、大変お忙しいところ御出席をいただき、

誠にありがとうございます。

これをもって、諸般の報告を終わります。

この際、委員各位に申し上げます。

これより、陳情第1号の内容について、陳情提出者から御説明をいただき、その後委員各位から質疑をお受けする方法により進めてまいりますので、御了承願います。

意見陳述の前に注意事項を申し上げます。陳情提出者におかれましては、陳情内容から逸脱することなく、御説明ください。陳述いただく時間は5分間となります。

また、意見陳述実施要領によりまして、委員に対し、質疑をすることができませんので、予め御了承願います。

また、発言記録の正確性を期すために、録音させていただきますので御了承願います。

なお、御発言は着席のままで結構でございますので、よろしくお願いします。

それでは、陳情第1号の内容について、小泉様及び青木様より御説明と意見の陳述をお願いいたします。

○陳情提出者（小泉 潤） まず私、小泉から御説明をしたいと思います。県立精神医療センターは昭和32年の設立以来、市や市民の理解と協力のもとで精神障がい者を地域で支える体制の構築に努力してきました。平成7年に名取メンタルヘルス協会を設立し、グループホーム第1号を立ち上げ、平成12年までに5件のグループホームを立ち上げました。その他、県南各市町に指導員を派遣し、患者会、家族会、作業所などが作られました。保健師の精神障がい者への訪問件数が日本一となり、宮城方式と呼ばれました。現在、市内にはグループホームが12、ショートステイが5、居宅介護が14、就労支援など日中活動系が22、相談支援が7、児童通所系が16集積しています。これだけ充実している市町はほかにはないと思います。富谷市はほぼゼロです。移転により、これらとの連携がなくなるのは悲劇です。通院患者3,000名中2,000名強が、通院が困難となります。とりわけ大きな影響を受けるのが、児童思春期の患者さんです。通院中の約240名中、名取市58名、太白区35名、岩沼市29名、仙南地区45名が通院できなくなります。入院中の方で、病状が改善してきた方は、病棟から学校に通学していましたが、それもできなくなります。職員も同様で、72%が太

白区以南に居住していますので、通勤が困難となります。特に看護師は、三交代制のため、通勤できなくなる方が出ます。移転したら退職するという方が36%います。これまで、長期間かけて築き上げてきた「にも包括」を崩壊させる危険を含む分院案を撤回し、早期に精神医療センターの現地及び市内での建て替えを進めることが最善の策と考えます。私の意見は以上です。

○陳情提出者（青木もらん） 青木もらんと申します。これは仮名です。なぜかという精神障がい者の当事者だからです。今の県が提示している分院案では、私たち精神障がい者の人間が安心して生活することはできません。病院の周りに暮らしている仲間たちがたくさんいますが、現地建て替え又は近隣建て替えでないと、暮らしている人たちの生活が完全に脅かされてしまう状態になって、普通に今まで安心して暮らしてきた日常が壊されてしまうことになります。なので、今回お願いにあがったという次第です。よろしくお願いします。

○委員長（菊地 忍） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に対し、委員各位より御発言をいただきます。質疑はありませんか。吉田 良委員。

○委員（吉田 良） 令和6年1月15日付のサテライト構想に対する県の回答を受けて、という一般社団法人宮城県精神科病院協会の文書を拝見すると、精神科は地域医療構想の枠外とされていると示されているのですが、その点もう少し詳しくお聞きしたいと思います。

○委員長（菊地 忍） 小泉様。

○陳情提出者（小泉潤） 他の科を合併して病床を少なくするというのが国の方針なのですが、それには精神科医療は含まれていないです。なので、なぜ県が県立精神医療センターを移転構想に混ぜたか、我々は理解できないところです。

○委員長（菊地 忍） 吉田 良委員。

○委員（吉田 良） 現状で、県立精神医療センターの病床数が258床ということで、ただ、現状では170人程度の方が入院されているとのことですが。

○陳情提出者（小泉 潤） 病床数を170に減らすというのが県の案です。それをサテライト案では、20床から60床を本市に残すという3パターンで検討されているのですが、いずれも中途半端で、人も病床も足りないのでは、機能的に

不全を来します。なので、赤字も今よりもずっと増えますので、維持できないのではないかと思います。

○委員長（菊地 忍） ほかにありませんか。大久保主計委員。

○委員（大久保主計） 今いろいろな問題がありますが、生活ができなくなるということが第一の大きな問題だと思います。それに対して県はいろいろなサテライト案なども出しており、それでも駄目だということを県にしっかりとお伝えしているとは思いますが、影響があるということを、県ではどう受け止めているのでしょうか。

○委員長（菊地 忍） 小泉様。

○陳情提出者（小泉 潤） 県は分かっていると思います。影響があると思うから、民間病院を誘致することや、サテライトを作るという小手先の対応をしようとしているのですが、それがもうほとんど話にならないものなのです。要するに、県は精神科医療の中身を全然理解していないのです。特に知事は分かっていると思います。

○委員長（菊地 忍） 大久保主計委員。

○委員（大久保主計） これまでもいろいろ、陳情なり、県やもちろん本市にも申入れを入れたりしていると思いますが、その辺の経過から、解決策というものは、やはりどうなのでしょう。

○委員長（菊地 忍） 小泉様。

○陳情提出者（小泉 潤） やはり、県立精神医療センターは3病院と切り離していただいて、本市に残してもらいたいのです。

○委員長（菊地 忍） 大久保主計委員。

○委員（大久保主計） それが一番ということですね。そうしないと、患者さんや、対象になっている方の生活ができないという理解でよろしいですか。

○委員長（菊地 忍） 小泉様。

○陳情提出者（小泉 潤） そうです。本市にとってもマイナスだと思うのです。今まであったものがなくなるし、今まで住んでいた職員がどこかに行ってしまうかもしれないし、市民が減るかもしれない。そのあたりも問題があると思います。赤字になってしまうので、お金を出せという話になるかもしれません。

○委員長（菊地 忍） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（菊地 忍） ほかに質疑もないようです。

これをもって陳情第1号に係る陳情提出者の意見陳述を終了いたします。小泉様及び青木様には、お忙しいところ本委員会に御出席いただき、誠にありがとうございました。

引き続き執行部からの聞き取り調査を行います。

暫時休憩いたします。

午後1時11分 休 憩

○陳情第1号 県立精神医療センターの現地及び市内近隣地での建て替えを宮城県に求める陳情

（政策企画課）

・陳情内容の現状として、まず4病院再編について令和2年から、3病院の統合移転から4病院再編と枠組みが変更されていく中で、3病院移転の際に要望していた県立がんセンター機能の存置や、医療機能の充実については両方とも実現するような内容が示されてきた。

・一方で、県立精神医療センターが再編に新たに組み込まれ、富谷市に移転することとなり、当事者や関係者の方々から不安の声をいただいたときには、その声を県に届けるとともに、そのの方々への影響をできる限り抑えるような方策について対応をお願いしてきた。

・現時点においては、当事者や関係者の方々からの要望や宮城県精神保健福祉審議会での議論を踏まえ、県立精神医療センターの分院（サテライト）案が示されており、本市から県立精神医療センターの機能全てが移転するわけではないと認識している。

・また、令和5年12月22日に、4病院再編構想のうち本市に移転する一つの枠組みについては基本合意に至っており、この合意は法的拘束力を持つものと認識している。

・市の考えとしては、4病院再編構想については賛成の立場であり、県立精神医療センターについてのみ構想と異なる枠組みで進めるように要望することは

考えていない。

問 県事業なので、我々は報道とかでしか分からないが、報道が出るたびに本市に対して説明はあったのか。

答 市としても、県の保健福祉部とは常々情報交換という形はとっているものの、例えば基本合意のような政策的判断を伴うようなものについては、報道で具体的な内容を知ることがほとんどである。事務的なやり取りはあるが、具体的な議論の中身については、宮城県精神保健福祉審議会の、公開されている会議録や資料を見て、内容について承知しているところである。

問 4病院の再編そのものには賛成ということは分かるが、県立精神医療センターの機能を残したことでそれが崩れることに直接つながるわけではないという認識もできるのではないかと思うが、こうした部分の事実関係は本市ではどのように確認しているのか。

答 県立精神医療センターの移転に関しては、サテライト案が3案示されていて、宮城県精神保健福祉審議会の第9回の資料の中にシミュレーションが載っており、そこで確認をしている。その案のうちどれで進むのか、あるいは全く違う方向に進むのか、それも分からない状況と受け止めている。3案の中には、児童思春期外来や入院の機能をサテライトに残す案も示されている。また、現在入院中の方については、県南と県北に住んでいる方がそのまま富谷市と本市のサテライトに行けるような案も示されている。本市で退院した後に新生活を送られている方々への配慮も当然検討されていると受け止めている。詳細までは不明だが、令和6年度の県の予算を見ると、にも包括に関連する予算は、約4,920万円の措置がされていて、前年度予算の約30倍になっている。その他、塩釜保健所岩沼支所の体制も、支所から地域保健福祉事務所に格上げされるということで、塩釜保健所で所管している機能を一部移管するような強化策も示されているため、ある程度具体的なものが示されていると捉えている。

問 サテライトとなると、新聞報道等では余計に赤字がかさむのではないかという試算があり、そもそもの経費削減という目的と矛盾してくると思われる。今後、分院案で仮に進んだ場合、本市として負担のようなものが発生する可能性があるか等、何か県から情報がきているのか。

答 サテライトにした場合に、費用が今の単独よりも増すというシミュレーシ

ョンが示されているのは承知している。その財政的な負担は、県から具体的に示されているものはないが、県立の精神医療センターは必ず県内で一つ置かなければならない病院になるため、基本的にそういう財政的な負担は県によってされるものと理解している。しかし、にも包括体制を強化するという中には、本市の保健体制というところも組み込まれているため、にも包括の本市内での実施というところでは、保健センターの職員の人的負担はあるのではないかと捉えている。

午後 1 時 2 4 分 再 開

○委員長（菊地 忍） 再開いたします。

以上で、陳情第 1 号に係る執行部からの聞き取り調査を終了いたします。

執行部におかれましては、休憩中に出されました意見等を踏まえられ、今後の事務事業の執行に当たられますよう、お願いをいたします。

執行部の皆さんには、大変お疲れさまでした。

暫時、休憩いたします。

午後 1 時 2 4 分 休 憩

午後 1 時 2 5 分 再 開

○委員長（菊地 忍） 再開いたします。

これより、陳情第 1 号について、委員各位より御意見をお伺いいたします。

休憩をして進めてまいります。

暫時、休憩いたします。

午後 1 時 2 6 分 休 憩

○陳情第 1 号 県立精神医療センターの現地及び市内近隣地での建て替えを宮城県に求める陳情

＊各委員からの意見

・困っている市民のために、県に対してきちんと声を届け、届けた後もフォローすること。きちんとつなぐという意味をもう少し深掘りして、工夫と努力をして市民の不安を取り除けるようにしていくべきだと思う。

・患者さんはもとより、働いている方、その周辺で障害者福祉に携わっている方、御家族の皆さん、あらゆる方の御意見をきちんと聞いて、県から丁寧な説明をするよう求めていくべきだと思う。

＊委員会として取りまとめた意見

県立精神医療センターを取り巻くあらゆる方々の御意見を聞いて、引き続き県へ市民の声を届け、不安を取り除けるようにさらなる工夫と努力を求めることとした。

午後１時３７分 再 開

○委員長（菊地 忍） 再開いたします。

お諮りいたします。陳情第１号の調査に係る委員会調査報告書案の作成につきましては、休憩中の協議を踏まえ、委員長に御一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（菊地 忍） 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

なお、委員会調査報告書案については、次回の委員会においてお示ししたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上で、本日の付議事件は全て終了いたしました。

なお、次回委員会の招集通知は改めて行いません。３月５日火曜日、午前１０時に議員協議会室において開催いたしますので、御参集いただきますようお願いいたします。

本日の委員会はこれにて散会いたします。

大変お疲れさまでした。

午後１時３８分 散 会

令和６年２月２８日

総務消防常任委員会

委員長 菊地 忍